

大正期 (その 10)
～「相中相高八十年」より～

10 生徒心得綱領制定

護憲運動や第一次世界大戦に始まり、その影響の下に帝国主義発展を遂げていく大正期の中で、経済上の大躍進、それに伴うヒズミの発生、安定ムード、自由主義、民主主義の伸長（大正デモクラシー）とそれへの反動など、新しい息吹が見られるようになった。この流れに順応すべくきめの細かい教育政策が本校においても取られていくのである。（『相高新聞』七十年の歴史）

1913（大正二）年、次のような生徒心得綱領が定められた。

生徒心得綱領

- 一、生徒ハ至誠以テ己ヲ尽シ真摯以テ事ニ当ルベシ
- 二、生徒ハ勤勉業ニ服シ進取以テ向上ニ努ムベシ
- 三、生徒ハ剛毅ノ風ヲ養ヒ質実以テ其身ヲ奉スベシ
- 四、生徒ハ自治ノ精神ヲ旨トシ協同以テ事ヲナスベシ
- 五、生徒ハ常ニ礼節ヲ守リ廉恥以テ自ラ重ンズベシ

この生徒心得綱領を基礎として更に細分化し、具体的な分野にわたって教育政策を施していく。その中で、服装に関するものを転記する。（※縦書きを横書きにしているが、表記はそのまま）

第六 服 装

- 一、本校生徒ノ服装ハ左^(※)ノ規定ニヨル

第一及第二学年ハ和服筒袖ニ袴ヲ着ケ制帽ヲ用フヘシ 但羽織ヲ着用スヘカラス
第三学年以上ハ左ノ通り規定ス

上衣	背広、堅襟、桜紋真鍮釦五個	カクシハ胸部左側一個、腰部左右各一個
上衣	冬服 地質ヘル色黒又ハ紺無地	
	夏服 地質小倉色鼠霜降	
ズボン	冬服 上衣ニ同シ	
	夏服 上衣ニ同シ	夏服トモカクシハ右臀部ニ一個トシ左右ニハナシ
帽子	学生形、黒羅紗、緒止桜紋真鍮小釦前ニ規定ノ徽章	周囲ニ学年数ノ白線ヲ付ス
	夏帽子ニハ白色ノ日覆ヲ用フ	
外套	前、桜紋真鍮釦 左右各六個	後、帯附後裂
	地質、羅紗。色、黒又ハ濃紺黒裏	
	上衣、ズボン帽子外套等ニハ必ス自己ノ姓名ヲ記シタル白布ヲ縫付クヘシ	
靴	兵隊靴（黒紐締ノ短靴）	脚絆ハ白ヅック兵士用ノモノ
- 二、冬服及夏服ノ着用ノ期限ハ左ノ如シ

冬服 十月一日ヨリ五月三十一日マテ
夏服 六月一日ヨリ九月三十日マテ

（『福島県立相馬中学校第十五年報』）